

静岡県屋外広告物規制図(藤枝市)

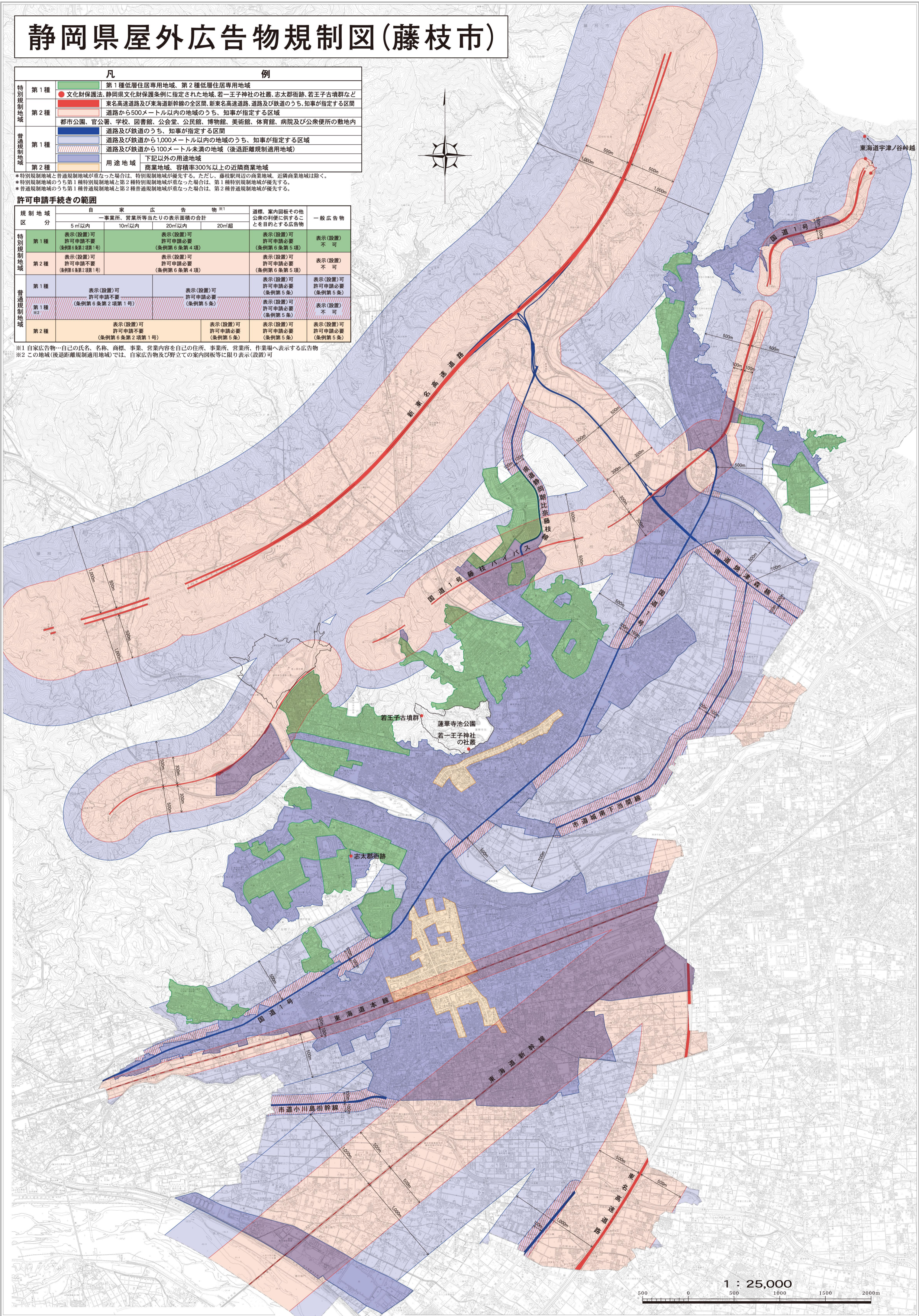
凡		例
特別規制地域	第1種	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 ●文化財保護法、静岡県文化財保護条例に指定された地域、若一王子神社の社叢、志太郡衛跡、若王子古墳群など
特別規制地域	第2種	東名高速道路及び東海道新幹線の全区間、新東名高速道路、道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間 道路から500メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域 都市公園、官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内
普通規制地域	第1種	道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間 道路及び鉄道から1,000メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域 道路及び鉄道から100メートル未満の地域(後退距離規制適用地域)
普通規制地域	第2種	用途地域 商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域

※特別規制地域と普通規制地域が重なった場合は、特別規制地域が優先する。ただし、藤枝駅周辺の商業地域、近隣商業地域は除く。
 ※特別規制地域のうち第1種特別規制地域と第2種特別規制地域が重なった場合は、第1種特別規制地域が優先する。
 ※普通規制地域のうち第1種普通規制地域と第2種普通規制地域が重なった場合は、第2種普通規制地域が優先する。

許可申請手続きの範囲

規制地域	自家広告物※1		道標、案内図板その他 公衆の利便に供する ことを目的とする広告物	一般広告物
	5m以内	10m以内		
特別規制地域	第1種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第4項)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)
特別規制地域	第2種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第4項)	表示(設置)不可
普通規制地域	第1種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)
普通規制地域	第2種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)不可

※1 自家広告物…自己の氏名、名称、商標、事業、営業内容を自己の住所、事業所、営業所、作業場へ表示する広告物
 ※2 この地域(後退距離規制適用地域)では、自家広告物及び野立ての案内図板等により表示(設置)可



1 : 25,000

